第 40 回小沢吉太郎記念少年少女ヨットレース大会
帆走指示書(SI)

期日　　2026 年 10 月 17 日（土）～18 日（日）
主催　　一般社団法人　江の島ヨットクラブ
協力　　江の島ヨットクラブジュニア OB 会
協賛　　(株)リビエラリゾート、パフォーマンスセイルクラフトジャパン(株)
場所　　神奈川県藤沢市　江の島ヨットハーバー沖

略語

DP　その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。
NP　艇による抗議の根拠とはならない規則。これは RRS 60.4(a)を変更している。

1.　規則

1.1.　本大会は、『セーリング競技規則 2025-2028』に定義された規則(以下、「RRS」)および付則 P、付則 T が適用される。
1.2.　RRS 60.2 に次を追加する。
「レースエリアで関与したか、または目撃したインシデントについて抗議しようとする艇は、フィニッシュまたはリタイアした後、最初の妥当な機会に、そのレースのフィニッシュを記録するレース委員会艇に、抗議の意思および被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。ただし、安全上の理由その他の合理的な理由によりこれを行えない場合は、帰着後、最初の妥当な機会に大会本部に伝えなければならない。」。
1.3.　RRS 40.1 は、競技者が水上にいる間は常に適用される。衣服または個人装備を一時的に着替えたり調整したりする場合を除き、競技者は、クラス規則 4.2(a)に適合する個人用浮揚用具を適切に着用しなければならない。
1.4.　RRS 付則 A2.1 を NoR 15 および SI 18 の通り変更して適用する。
1.5.　RRS 37 の「V 旗」を「緑色旗」に変更する。

2. 選手とのコミュニケーション

2.1. 競技者への通告は、大会本部(セーリングセンター艇整備庫)に設置された公式掲示板に掲示される。

2.2. 掲示板への密を避けるために、大会 LINE オープンチャットにも参考情報として同内容を掲示する。
オープンチャット「第 40 回小沢杯（2026 年開催)」
https://line.me/ti/g2/k9jxXntIf-yiuAPi6r8UfupT1iQNmd5tZEcyLg?utm_source=invitation&utm_medium=link_copy&utm_campaign=default

2.3. 公式掲示板と大会 LINE オープンチャットの掲示時刻に相違がある場合は、公式掲示板への掲示時刻を通告時刻とする。大会 LINE オープンチャットへの掲載の遅延または不掲載は、艇による救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)(1)を変更している。[NP]

2.4. 緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつすべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

2.5. 艇は、レース中は一切操作を行わず、ハーバーに帰着するまでの間は GPS から一切の情報を取得せず、かつ帆走コースの記録だけを行う目的に使用する場合に限り、予めレース委員会に書面で申請することにより、GPS を搭載することができる。これは RRS 41 を変更している。[DP]

3. 帆走指示書の変更

3.1. 帆走指示書(以下「SI」という)の変更は、それが発効する当日の 9:00 までに公式掲示板に掲示される。

3.2. ただし、レース日程の変更については、発効する前日の 19 時までに掲示される。

4. 行動規範

競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。[DP]。

5. 陸上および海上で 発せられる信号

5.1. 陸上で発せられる信号はセーリングセンター3 階のフラッグポール(以下「フラッグポール」という)に掲揚される。

5.2. 陸上にて、音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗の掲揚後 40 分以降に発せられる」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、指定されたバースを離れてはならない。[DP][NP]

5.3. 予定されている予告信号の 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合は、予定無く延期されていることを意味する。

5.4. 海上にて、運営船に N/H 旗、N/A 旗、AP/H 旗または AP/A 旗が掲揚されたときには、RRS レース信号に定められたそれぞれの意味に加え、「速やかにハーバーに帰り帰着申告をしなければならない」を意味する。

5.5. B 旗が音響 1 声と共に掲揚された場合、SI 19.4 の適用を意味する。

6. レースの日程

10 月 17 日	7:30 ～ 8:30	艇の搬入（中央ゲート）
	8:30 ～ 9:00	受付登録（大会本部）
	8:30 ～	ハーバー使用料支払い（湘南港江の島ヨットハウス）
	9:10 ～	開会式（セーリングセンター艇整備庫）及び コーチミーティング
	10:25	OP 級 A クラス第 1 レース予告信号
	10:32	OP 級 B クラス第 1 レース予告信号
		以降のレースは順次行う。
10 月 18 日	9:25	OP 級 A クラスその日の最初のレース予告信号
	9:32	OP 級 B クラスその日の最初のレース予告信号
		14:00 より後には予告信号を発しません
	16:30	表彰式、閉会式（セーリングセンター艇整備庫）

6.1. 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6.2. 10 月 18 日 14:00 を過ぎて予告信号を発しない。

6.3. 海上で昼食をとることがある。

7. レースの成立

7.1. 各クラスのレース数は以下のとおりとする。

7.1.1. OP 級 A クラス 全 6 レース。

7.1.2. OP 級 B クラス 全 8 レース。

7.1.3. A クラスは 1 日 4 レース、B クラスは 1 日 6 レースまでは行われる。

7.2. 天候その他の事情によりすべてのレースが消化できなくても、得点が記録される 1 レース以上の実施をもってレガッタは成立する。

7.3. 得点が記録されるレースが 1 レースも実施できない場合の順延は行わない。

8. クラス旗およびクラスの識別

8.1. クラス旗は以下のとおりとする。

8.1.1. OP 級 A クラス：OP 旗(白地に黒文字)

8.1.2. OP 級 B クラス：OP 旗(赤地に黒文字)

8.2. OP 級 B クラスは識別のためにセールトップに識別リボンを取り付ける。識別リボンは受付時に配布する。

9. レースエリア

9.1. レースエリアは NoR に基づき、江の島沖、B1 海面とする。

9.2. ただし、レースエリアは、風向や波高その他の理由により、レース委員会の裁量で変更できるものとする。

9.3. D 旗掲揚前に変更する場合には、フラッグポールに L 旗を掲揚し公式掲示板に掲示する。

9.4. D 旗掲揚後に変更する場合には、「江の島ヨットクラブジュニア旗」を掲揚するシグナルボートに L 旗を掲揚し、変更したレース海面に先導する。

10. コース

10.1. SI 添付図の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

10.2. 予告信号以前に、シグナルボートのスターンに最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

10.3. 各クラスのコースは予告信号と共に掲揚される数字旗で指示する。

10.3.1. OP 級 A クラス

数字旗無し:スタート→①→②→③S/P→フィニッシュ

数字旗 1　:スタート→①→③S/P→フィニッシュ

10.3.2. OP 級 B クラス

数字旗無し:スタート→❶→フィニッシュ

数字旗 1 :スタート→①→③S/P→フィニッシュ

数字旗 2 :スタート→①→②→③S/P→フィニッシュ

11. マーク

11.1. マーク①、②、③S/P はピンク色の円錐形ブイ、マーク❶は黄色の円筒形ブイとする。

11.2. スタート・マークは、シグナルボートとオレンジ色旗を揚げたブイとする。また、シグナルボートのラダーおよびフィニッシュボートの船外機を保護するために、そのスターンの直近に浮かべたオレンジ色のブイがある場合は、それもマークの一部である。

11.3. フィニッシュ・マークは、以下のとおりとする。

11.3.1. OP 級 A クラス

青色旗を掲揚するフィニッシュボートとオレンジ色旗を揚げたブイとする。

11.3.2. OP 級 B クラスで予告信号とともに掲揚される数字旗が無かった場合

青色旗を掲揚したシグナルボートと黄色シリンダーとする。

11.3.3. OP 級 B クラスで予告信号とともに数字旗 1 または数字旗 2 が掲揚された場合

フィニッシュボートとオレンジ色旗を揚げたブイとする。

12. スタート

12.1. レースは、RRS 26 を用いて、OP 級 A クラス、OP 級 B クラスの順で予告信号をスタート信号の 5 分前としてスタートさせる。ただし、レース委員会は、スタート順序を、予告信号で掲揚するクラス旗の種類により変更することができる。

12.2. 後続のクラスの予告信号は、通常、先にスタートするクラスのスタート信号の 2 分後に発せられる。この間隔はレース委員会の裁量により変更することができる。

12.3. スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

12.4. 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、SI 添付図に規定するスタート・エリアを回避しなければならない。[DP] [NP]

12.5. スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは RRS 付則 A5 を変更している。

12.6. OP 級 B クラスのスタートには、RRS 30 は適用しない。

12.7. RRS 30.3 または 30.4 に違反した艇のセール番号は、スタート信号の 4 分後以降にシグナルボートに表示する。ただし、RRS 30.4 により再スタートまたは再レースの前に表示が必要な場合は、

そのレースの次の予告信号より前に表示する。艇がこの表示を見なかったことは、艇による救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)(1)を変更している。[NP]

12.8. ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、シグナルボート以外の運営船にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、シグナルボート以外の当該運営船が行う「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、RRS レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、RRS レース信号および RRS 29.2 を変更している。[NP]

13. コースの次のレグの変更

13.1. コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、元のマークまたはフニッシュラインを新しい位置に移動する。

13.2. レグの長さの変更を表す[+][-]旗は掲揚しない。これは RRS 33(b)を変更している。

13.3. レース委員会が RRS 33 に基づきマークまたはフィニッシュ・ラインを移動した場合、元のコースの形が崩れたことを理由に救済の要求はできない。この項は、RRS 61.4(b)(1)を変更している。[NP]

14. フィニッシュ

14.1. OP 級 A クラスのフィニッシュ・ラインは、フィニッシュボート上の青色旗を掲揚しているポールとオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

14.2. OP 級 B クラスのフィニッシュ・ラインは以下のとおりとする。

14.2.1. 予告信号とともに掲揚された数字旗が無かった場合
シグナルボート上の青色旗を掲揚しているポールと黄色シリンダーの間とする。

14.2.2. 予告信号とともに数字旗 1 または数字旗 2 が掲揚された場合
フィニッシュボート上の青色旗を掲揚しているポールとオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

15. ペナルティー方式

RRS 44.1 に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締切時間までに大会本部にある「回転報告書」を記入しなければならない。[NP][DP]

16. タイムリミット[NP]

16.1. 各クラスの各レースにおける最初のマーク（そのコースで使用するマーク①または❶）のタイムリミットは、そのクラスのスタート信号から 30 分とする。この時間内にそのクラスの 1 艇も当該マークを通過しなかった場合、レース委員会は、そのクラスのレースを中止することができる。

16.2. 各クラスの各レースにおいて、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした時刻から 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった（DNF）」と記録される。これは RRS 35、付則 A5.1 および A5.2 を変更している。

17. 審問要求

17.1. 抗議しようとする艇は、RRS 60.2 および SI 1.2 に従わなければならない。SI 1.2 に定める海上で

の申告は、そのレースのフィニッシュを記録するレース委員会艇のスターボード側から行う。申告先は、OP 級 A クラスおよび OP 級 B クラスの数字旗 1 または数字旗 2 のコースではフィニッシュボート、OP 級 B クラスの数字旗が掲揚されないコースではシグナルボートとする。フィニッシュまたはリタイアした後、SI 1.2 に定める申告を終えるまで、抗議しようとする艇の競技者は、支援者と当該インシデントまたは抗議の内容について相談し、または助言を受けてはならない。ただし、救助その他安全上必要な連絡を妨げるものではない。

17.2. 審問要求書は、大会本部で入手できる。抗議は、SI 17.3 に定める抗議締切時間内に大会本部に提出しなければならない。救済要求は RRS 61.2 に、審問再開の要求は RRS 63.7(b)に定める期限に従い、大会本部に提出しなければならない。

17.3. 全てのクラスに対して、抗議締切時間はその日の最終終了クラスの最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。これは RRS 60.3(b)を変更している。

17.4. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時間後 30 分以内に通告が掲示される。審問はプロテスト・ルーム(江の島ヨットハーバーセーリングセンター1 階 A 奥会議室)にて行われる。

17.5. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS 60.2(d)に基づき艇に伝えるために公式掲示板に掲示する。

17.6. RRS 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。

17.7. SI 12.4、19、22 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.4(a)を変更している。

18. 得点

18.1. 得点が記録される完了したレースが 4 レース以上の場合、その艇の得点は、最も悪い得点を除外した得点合計とする。

18.2. 得点が記録される完了したレースが 3 レース以下の場合、その艇の得点は、除外なしの得点合計とする。

19. 安全規定[NP]

19.1. レースに参加する艇は、出艇前に、大会本部に用意された「出艇・帰着申告書」に選手自身がサインをすることで、出艇申告を行わなければならない。帰着後は、抗議締切時間までに、選手自身または各クラブ代表者が同申告書にサインをすることで、帰着申告を行わなければならない。ただし、B 旗がフラッグポールに掲揚された場合は、SI 19.4 に定める期限を適用する。

19.2. レースに参加しない艇、出艇しない艇は、大会本部に用意された「リタイア報告書」を記入することで申告をしなければならない。本申告は代理で行ってもよい。

19.3. 海上でリタイアする艇は、可能であればレースエリアを離れる前に運営艇にその旨を伝えること。またリタイアした艇の選手は帰着後できるだけ早く大会本部にある「リタイア報告書」に記入し、大会本部に申告しなければならない。[DP]

19.4. 選手の帰着を早急に確認するため、B 旗が音響信号 1 声とともにフラッグポールに掲揚された場合、選手自身または各クラブ代表者は、B 旗掲揚後 45 分以内に、SI 19.1 に定める方法で帰着申告を行わなければならない。クラブ代表者が申告する場合は、申告するすべての選手の帰着を確

認した上で行わなければならない。

19.5. 救助を求める選手は、笛を吹くか、パドルまたは腕を大きく振ること。レース委員会は、選手の安全確保のために必要と判断した場合、選手の意向にかかわらず救助を行うことができる。選手の意向にかかわらず救助が行われたという事実だけでは、艇による救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61.4(b)(1)を変更している。

20. 装備と計測のチェック[NP]

OP 級 A クラスは、レース委員会またはテクニカル委員会により、艇または装備がクラス規則、NoR および SI に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇

21.1. レース委員会運営船の標識は、「ピンク色旗」とする。ただしシグナルボートの標識は、江の島ヨットクラブジュニア旗(帆走指示書 1 ページ目上部参照)とする。

21.2. プロテスト委員会の乗船する船の標識は、「白地に黒文字で『JURY』と記された旗」とする。

21.3. レース委員会に指定された支援艇がレスキューボートとして行動する時の標識は、「ピンク色旗」+「黄色旗」とする。

22. 支援艇

22.1. 支援艇は、レース委員会が用意する「黄色旗」標識を付けなければならない。[NP][DP]

22.2. チームリーダー、コーチその他の支援者は、次の指示に従うものとする。

22.2.1. 運営船に「緑色旗」が掲げられた場合、支援艇はコース内に入り、救助活動をしなければならない。これは RRS 37 を変更している。[DP]

22.2.2. 運営船に「緑色旗」が掲げられていない場合、支援艇は最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの 100m 以上外側にいなければならない。[DP]

22.3. 支援艇の艇長は出艇前に大会本部から支援艇無線機の貸与を受け、海上では常時無線を傍受していなければならない。また帰着後は速やかに大会本部へ返却しなければならない。ただしクラブで複数の支援艇を使用する場合であって、クラブの支援艇間での通信手段が確保されている場合は、クラブの代表支援艇のみが貸与を受けることも可とする。

22.4. 支援艇無線の受け渡し大会本部にて行う。

22.5. 支援艇のドライバーは、支援艇のエンジンが作動している間、常にキル・コードを身体または着用している衣服もしくは個人用浮揚用具に適切に取り付けていなければならない。これは、ドライバーが艇外に投げ出されるなどした場合にエンジンを停止させ、支援艇が制御不能となることを防ぐためである。

23. ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

24. 賞

24.1. 賞を以下のとおりあたえる。

24.1.1. OPA クラス優勝者に、小沢吉太郎杯（持ち回り）およびリビエラ賞を授与する。

24.1.2. OP 級 A クラス　　：1 位~3 位 トロフィーおよび賞状、4 位~6 位 賞状

24.1.3. OP 級 A クラス小学生の部　：1 位~3 位 トロフィーおよび賞状、4 位~6 位 賞状

24.1.4. OP 級 B クラス　　：1 位~3 位 トロフィーおよび賞状、4 位~6 位 賞状

24.2. OP 級 A クラス上位者で JODA 登録選手は、2027 年全日本 OP 選手権出場枠を日本 OP 協会に推薦する予定。

25. リスク・ステートメント（責任の否認）

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とされている。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。よって主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

26. 保険

各参加艇は、大会開催日に有効なスポーツ保険に加入していなければならない。

27. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、主催団体の裁定に従うものとする。

改訂履歴

Ver01_20261015 ：最初のバージョンを作成

Ver02_20261015 ：24.2 全日本 OP 選手権出場枠の西暦を修正

添付図（OP 級 A ｸﾗｽのｺｰｽ）

＜予告信号とともに数字旗が掲揚されない場合＞

コース図

スタート➡①➡②➡③S/P

➡フィニッシュ

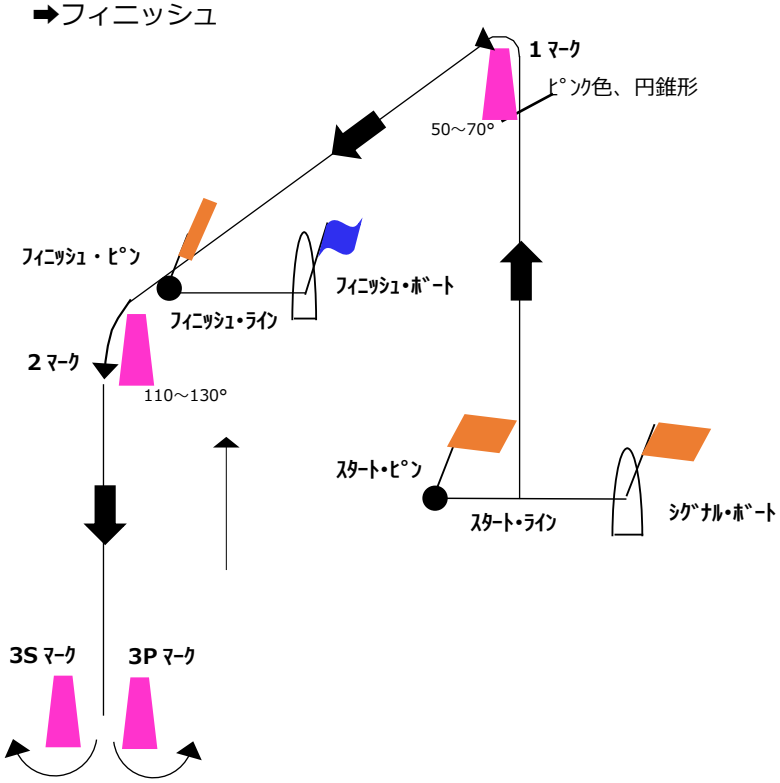

添付図（OP 級 A ｸﾗｽのｺｰｽ）

＜予告信号とともに数字旗 1 が掲揚された場合＞

コース図

スタート➡①➡③S/P➡フィニッシュ

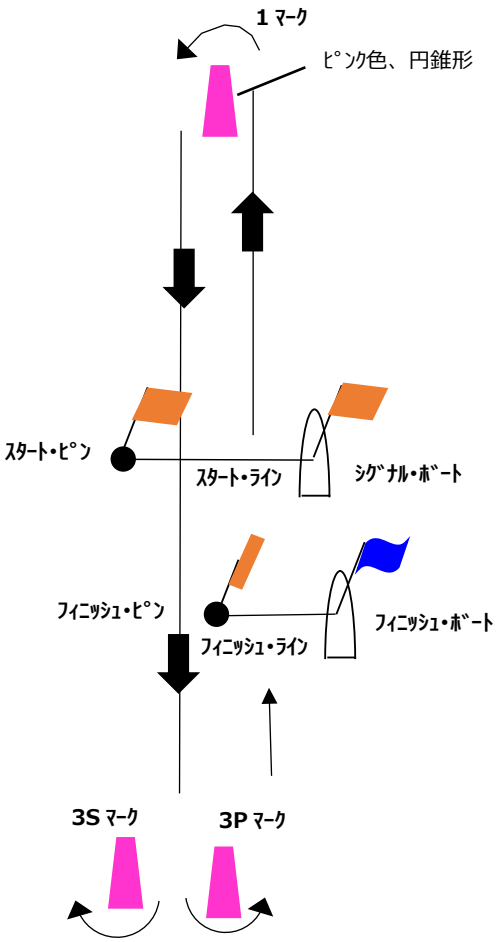

添付図（OP 級 B ｸﾗｽのｺｰｽ）

＜予告信号とともに数字旗が掲揚されない場合＞

ｺｰｽ図

ｽﾀｰﾄ➡❶➡ﾌｨﾆｯｼｭ

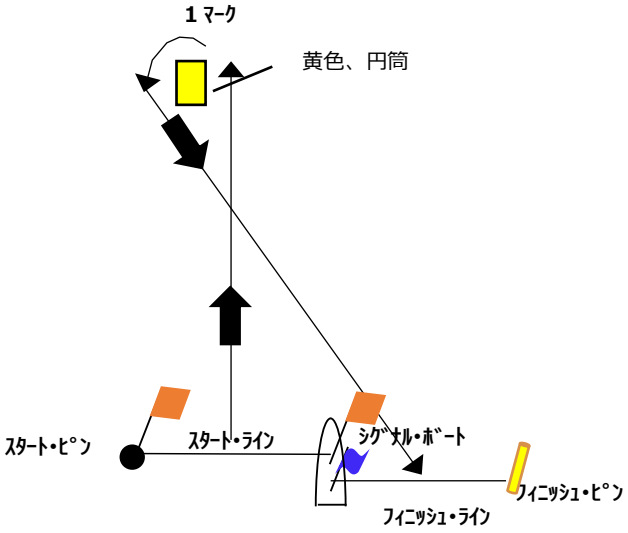

＜予告信号とともに数字旗 1 が掲揚された場合＞

ｺｰｽ図

ｽﾀｰﾄ➡①➡③➡ﾌｨﾆｯｼｭ

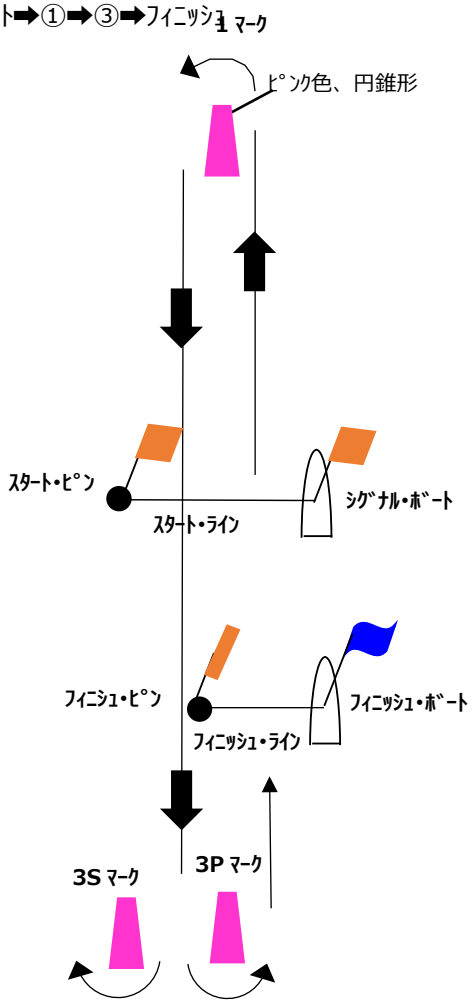
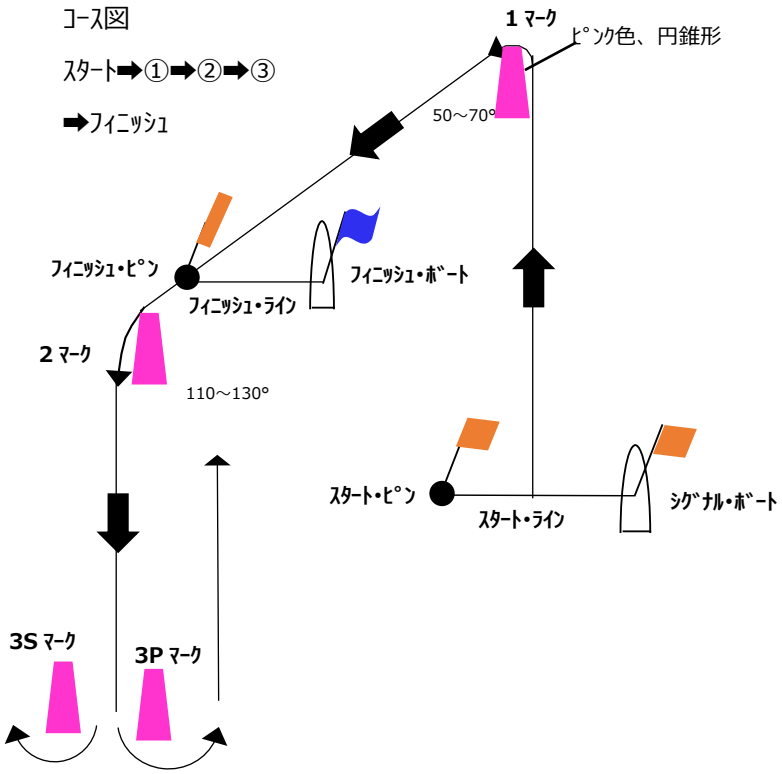
＜予告信号とともに数字旗 2 が掲揚された場合＞